

「株式会社ビーナス 介護福祉士実務者研修（通信課程）」 学則

（設置目的）

第1条 「株式会社ビーナス 介護福祉士実務者研修（通信課程）」（以下研修）は、介護福祉士の養成を目指す受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることを目的とする。

（名称）

第2条 研修の名称は、「株式会社ビーナス 介護福祉士実務者研修（通信課程）」という

（位置）

第3条 研修は、「大阪府堺市堺区田出井町1丁1番ベルマージュ堺2階 株式会社 ビーナス」に置くものとする。なお、面接授業は、大阪府堺市北区中長尾町三丁4番13号ユーハイライズ1階 ビーナスプラスにて実施するものとする。

（修業年限）

第4条 研修の修業年限は、6ヶ月とする。体調不良等の場合は、12ヶ月まで、延長できるものとする。ただし、下記の研修修了者については、4か月とする。

- ・介護職員基礎研修、
- ・訪問介護員養成研修（1級・2級）
- ・介護職員初任者研修

（生徒定員及び学級数）

第5条 生徒定員数は15名とする。一開講期に同時に開講するクラス数は、1クラスとする。

（養成課程、履修方法）

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、別紙の授業概要の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

（履修免除）

第7条 訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、履修を免除す

ることができる。

(学年、学期、休業日)

第8条

4月から9月、5月から10月、6月から11月、7月から12月とする。

年末年始休業 12月30日～1月3日

(入所時期)

第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、面接授業を受講可能な方であり、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理したものの中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、定員に達した時点において申込は終了とする。

(入所手続)

第12条 入所手続は、受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級及び3級課程、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程に限る)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学、復学、卒業)

第13条 退学しようとする者は、退職願を提出し、許可を得なければならない。

2 疾病、事故、やむを得ない理由により休学する時は、休学届を提出し、許可を得るものとする。

3 復学しようとする者は、復学願いを提出し、その許可を受けなければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第14条 学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに沿った課題を賦課し、その添削を行うことにより、到達目標の修得状況を確認し、到達に達して

いないと認められるときは、課題の再提出及び再評価を行う

2 全科目、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価し、達成目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

3 面接授業の場合、授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとし10分経過後は欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。なお、公共交通機関の遅延時の取り扱いについては、要相談とする。

(受講料)

第15条 研修参加費用は以下のとおりとする

無資格者 120,000円(消費税含む)

訪問介護員養成3級課程修了者・喀痰吸引等研修修了者
110,000円(消費税含む)

介護職員初任者研修修了者 100,000円(消費税含む)

訪問介護員養成2級課程修了者 100,000円(消費税含む)

訪問介護員養成1級課程修了者 80,000円(消費税含む)

介護職員基礎研修課程修了者 50,000円(消費税含む)

テキスト代は13,824円(消費税含む)

(教職員の組織)

第16条 養成施設長、教務主任、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員、その他必要な教職員を置く

(賞罰)

第17条 学習意欲が著しく欠け、修了も見込みがないと認められる者又は、研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者は、懲戒、停学又は退学処分とすることができる。

(附則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。